

赤穂市『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月23日

赤穂市長 明石 元秀

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

塩屋地区広域（塩屋向・塩屋東・塩屋西・新田・木生谷）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	1経営体
個人	9経営体
集落営農	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

当地区においては農地中間管理事業対象外区域

6. 地域農業の将来のあり方

農地の有効活用を図り、耕作放棄地の発生防止のため離農者は地域の担い手へ農地の集積を検討し、将来的には中心となる経営体に農地の貸付けなどを通して協力する。また地域と担い手が農業と農地を守っていくため連携のあり方を模索する。